

# しずおか健康いきいきフォーラム21規約

(名称)

第1条 この会は、しずおか健康いきいきフォーラム21（以下「フォーラム」という。）という。

(目的)

第2条 フォーラムは、県民が心身共に健やかに暮らすことができる“ふじのくに”づくりに向け、県民総参加の「健康づくり県民運動」の推進を図り、県民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 フォーラムは、前条の目的を達成するため、「健康づくり県民運動」参加者との連携・協働により、戦略性をもって次の事業を行う。

- (1) 「健康づくり県民運動」の普及に関すること。
- (2) フォーラム構成組織の自主活動の促進に関すること。
- (3) 県民への健康づくりの普及啓発に関すること。
- (4) 「健康づくり県民運動」への参加促進・支援に関すること。
- (5) 交流及び研修事業の実施に関すること。
- (6) 先駆的な事業や活動の推進及び支援に関すること。
- (7) 調査、研究及び学術的活動への支援に関すること。
- (8) その他目的の達成のために必要な事業に関すること。

(構成)

第4条 フォーラムは、別表第1に掲げる組織をもって構成する。

(役員)

第5条 フォーラムに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 監事 2名
- 2 会長は、構成組織の互選により定める。
  - 3 副会長は、構成組織の中から会長が指名する。
  - 4 監事は、構成組織の中から会長が指名する。

(役員職務)

第6条 会長は、フォーラムを代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。
- 3 監事は、フォーラムの会計を監査する。

(名誉会長)

第7条 フォーラムに、名誉会長を置き、静岡県知事が就任するものとする。

(特別顧問)

第8条 フォーラムに、特別顧問を置き、静岡県議会議長が就任するものとする。

(総会)

第9条 総会は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算の決定に関すること。
- (3) 事業報告及び収支決算の承認に関すること。
- (4) その他重要事項に関すること。

3 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(幹事会)

第10条 フォーラムに幹事会を置く。

2 幹事は、別表第2に掲げる組織の担当者をもって構成し、第3条で定める事項の検討及び調整を行う。

3 幹事長は、幹事の中から会長が指名する。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が召集する。

5 会長が必要と認めるときは、幹事以外の者を幹事会に出席させることができる。

(幹事会の専決事項)

第10条の2 緊急を要する事項について、総会を招集することができないときは、幹事会でこれを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときには、次の総会においてこれを報告しなければならない。

(部会)

第11条 フォーラムに部会を置くことができる。

2 部会の運営に関することは、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 フォーラムの事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、公益財団法人しずおか健康長寿財団に置く。

(経費)

第13条 フォーラムの収入は、県負担金、県受託金、諸収入及び前年度繰越金等をもってあてる。

2 フォーラムの支出のうち運営費及び事業費は、県負担金、県受託金、諸収入及び繰越金等をもってあてる。

(会計年度)

第14条 フォーラムの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成14年8月26日から施行する。

(会計年度及び設立の日までの経過措置)

- 2 本会の平成 14 年度における会計年度は、第 13 条の規定にかかわらず本会の設立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとし、平成 14 年度における本会設立前にしずおか健康創造 2.1 推進会議(仮称) 設立準備会の行った事業については、本会の事業及び会計の一部として処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 16 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 17 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 21 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 23 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 24 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規約は、令和 7 年 7 月 3 日から施行する。

## 別表第1 しずおか健康いきいきフォーラム21構成組織

- ・健康保険組合連合会静岡連合会
  - ・(公財) 静岡県アイバンク
  - ・(一社) 静岡県医師会
  - ・(公社) 静岡県栄養士会
  - ・(公社) 静岡県看護協会
  - ・静岡県漁業協同組合連合会
  - ・静岡県結核予防婦人会
  - ・静岡県健康づくり食生活推進協議会
  - ・静岡県厚生農業協同組合連合会
  - ・(公財) しずおか健康長寿財団
  - ・静岡県公立高等学校PTA連合会
  - ・静岡県国民健康保険団体連合会
  - ・(一社) 静岡県子ども会連合会
  - ・静岡県コミュニティづくり推進協議会
  - ・(一社) 静岡県歯科医師会
  - ・(特非) 静岡県歯科衛生士会
  - ・(公財) 静岡県私学協会
  - ・(福) 静岡県社会福祉協議会
  - ・(一財) 静岡県社会保険協会
  - ・静岡県給食協会
  - ・(公財) 静岡県障害者スポーツ協会
  - ・(一社) 静岡県商工会議所連合会
  - ・静岡県商工会連合会
  - ・(一社) 静岡県食品衛生協会
  - ・(公財) 静岡県腎臓バンク
  - ・静岡県森林組合連合会
  - ・静岡県製薬協会
  - ・(公財) 静岡県スポーツ協会
  - ・静岡県中小企業団体中央会
  - ・静岡県農業協同組合中央会
  - ・(一社) 静岡県調理師協会
  - ・静岡県PTA連絡協議会
  - ・(公社) 静岡県病院協会
  - ・静岡県保健師会
  - ・(公社) 静岡県薬剤師会
  - ・(一財) 静岡県老人クラブ連合会
  - ・静岡骨髓バンクを推進する会
  - ・全国健康保険協会 静岡支部
  - ・(独) 労働者健康福祉機構  
静岡産業保健推進センター
  - ・朝日新聞社静岡総局
  - ・産経新聞社静岡支局
  - ・静岡新聞社
  - ・中日新聞東海本社
  - ・日本経済新聞社静岡支局
  - ・毎日新聞社静岡支局
  - ・読売新聞社静岡支局
  - ・時事通信社静岡総局
  - ・日本放送協会静岡放送局
  - ・静岡放送
  - ・テレビ静岡
  - ・静岡朝日テレビ
  - ・静岡第一テレビ
  - ・静岡エフエム放送
  - ・静岡県市長会
  - ・静岡県町村会
  - ・静岡県
  - ・静岡県教育委員会
  - ・(一社) 静岡県保育連合会
  - ・(公社) 静岡県私立幼稚園振興協会
- (59 組織)

## 別表第2 しずおか健康いきいきフォーラム21幹事会

- ・(一社) 静岡県医師会
  - ・静岡県健康づくり食生活推進協議会
  - ・(公財) しずおか健康長寿財団
  - ・静岡県国民健康保険団体連合会
  - ・静岡県コミュニティづくり推進協議会
  - ・(福) 静岡県社会福祉協議会
  - ・(一社) 静岡県商工会議所連合会
  - ・静岡県農業協同組合中央会
  - ・(一財) 静岡県老人クラブ連合会
  - ・静岡県市長会
  - ・静岡県町村会
  - ・静岡県
  - ・静岡県教育委員会
- (13 組織)